

## 別表第2(第11条の6関係)

## 1 照明施設(1施設につき)

区分	時間	料金	摘要
運動広場	最初の1時間まで	4,400円	1 1施設とは、照明塔4基をいう。
	最初の1時間を超え30分ごとに	2,200円	2 照明施設を利用する時間は、午後10時までとする。
庭球場	1時間当たり	600円	1 1施設とは、照明灯8灯をいう。 2 照明施設を利用する時間は、午後10時までとする。

## 2 野球場

区分	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合				
	午前	午後	全日	早朝	午前	午後	全日	薄暮
児童生徒	5,500円	5,500円	11,000円	440円	1,370円	1,650円	2,750円	440円
一般	11,000円	11,000円	22,000円	880円	2,750円	3,300円	5,500円	880円
職業	入場料収入総額の100分の3相当額 (10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とし、最低額を44,000円とする。			1,760円	5,500円	6,600円	11,000円	1,760円

## 3 運動広場

区分	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合					
	午前	午後	全日	早朝	午前	午後	全日	薄暮	夜間
児童生徒				440円	1,370円	1,650円	2,750円	440円	1,370円
一般	11,000円	11,000円	22,000円	880円	2,750円	3,300円	5,500円	880円	2,750円
職業	入場料収入総額の100分の3相当額 (10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とし、最低額を44,000円とする。			1,760円	5,500円	6,600円	11,000円	1,760円	5,500円
摘要	運動広場を使用する面積が競技場面積の2分の1以下の場合は、使用料は2分の1に相当する額 (10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とする。								

## 4 陸上競技場

区分	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合
----	------------	-------------

		午前	午後	全日	早朝	午前	午後	全日	薄暮
児童	団体	5,500円	5,500円	11,000円	440円	1,370円	1,920円	3,020円	440円
生徒									
一般		11,000円	11,000円	22,000円	880円	2,750円	3,850円	6,050円	880円
職業	入場料収入総額の100分の3相当額 (10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とし、最低額を44,000円とする。			1,760円	5,500円	7,700円	12,100円	1,760円	
摘要	使用する面積が陸上競技場の面積の2分の1以下の場合(児童生徒及び一般の団体が使用し、かつ、入場料を徴収しない場合に限る。)は、当該使用料の2分の1に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とする。								

## 5 庭球場

区分	1時間当たり	早朝	全日	夜間 1時間当たり
児童生徒	130円	220円	990円	130円
一般	270円	440円	1,980円	270円
摘要	1 使用料は、コート1面分とする。 2 使用者が多い場合は、使用時間を制限することがある。			

## 6 弓道場

区分	早朝	午前	午後	全日	夜間
児童生徒	個人	30円	60円	60円	130円
	団体	330円	660円	660円	1,320円
一般	個人	60円	130円	130円	260円
	団体	660円	1,320円	1,320円	2,640円

## 7 野球場、運動広場及び陸上競技場附属設備

種別	放送設備		スコアボード(ボード式)	スコアボード(電光式)	シャワー	会議室	審判用具	陸上競技用具
単位	午前	午後	1試合	1試合	1チーム	1室(1日)	1試合	1式
金額	1,320円	1,320円	550円	770円	1,100円	550円	550円	1,100円
摘要	会議室の使用料は、野球場及び大王谷陸上競技場のみとし、冷暖房装置を利用するときは、1時間につき220円を加算する。							

## 8 第1多目的広場及び第2多目的広場

区分	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合				
	午前	午後	全日	早朝	午前	午後	全日	薄暮
児童 生徒				440円	1,370円	1,650円	2,750円	440円
一般	11,000円	11,000円	22,000円	880円	2,750円	3,300円	5,500円	880円
職業	入場料収入総額の100分の3相当額 (10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とし、最低額を44,000円とする。			1,760円	5,500円	6,600円	11,000円	1,760円
摘要	使用する面積が第1多目的広場又は第2多目的広場の面積の2分の1以下の場合は、当該使用料の2分の1に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とする。							

## 9 更衣シャワー棟附属設備

種別	単位	金額
コインシャワー	1回当たり	100円

## 10 屋内運動場

ア	区分		午前	午後	昼間	夕刻	夜間	全日	
ア リ 一 ナ	全面使 用	入場料を 徴収しな い場合	児童 生徒	1,210円	1,430円	2,640円	660円	880円	3,960円
			一般	2,530円	2,970円	5,500円	1,430円	1,760円	8,250円
			職業	9,900円	12,100円	22,000円	5,500円	7,700円	33,000円
	入場料を 徴収する 場合	児童 生徒	児童 生徒	2,530円	2,970円	5,500円	1,430円	1,760円	8,250円
			一般	9,900円	12,100円	22,000円	5,500円	7,700円	33,000円
			職業	入場料収入額の100分の3相当額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とし、最低額を55,000円とする。					
	2分の 1面以 下使用	児童生徒		550円	660円	1,210円	330円	440円	1,760円
		一般		1,210円	1,430円	2,640円	660円	880円	3,960円
	4分の 1面以 下使用	児童生徒		220円	330円	550円	110円	220円	770円
		一般		550円	660円	1,210円	330円	440円	1,760円
摘要			場内において、物品等を販売する目的で使用する場合は、売上額の100分の3相当額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とし、最低額を33,000円とする。						

照 明	区分	全面使用(1時間当たり)	2分の1面以下使用(1時間当たり)	4分の1面以下使用(1時間当たり)
設 設	職業以外	1,100円	550円	220円
備 備	職業	3,300円		
冷暖房設備	午前	午後	昼間	夜間
	770円	880円	1,650円	990円
会議室	午前	午後	昼間	夜間
	1,540円	1,760円	3,300円	1,980円
トレーニング室	児童生徒 1回当たり 110円 一般 1回当たり 220円			
放送設備	1時間当たり 330円			

## 11 投球練習場

区分	1時間当たり	開場時間
児童生徒	220円	午前8時30分から午後9時30分
一般	440円	まで
職業	1,650円	

## 12 備考

(1) この表における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	第2項の表から第8項の表まで	第10項の表	第11項の表
全日	午前8時30分から午後5時まで	午前8時30分から午後9時30分まで	
早朝	午前6時から午前8時まで		
午前	午前8時30分から正午まで	午前8時30分から正午まで	
昼間		午前8時30分から午後5時まで	
午後	午後1時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	
薄暮	午後5時から日没まで		
夕刻		午後5時から午後7時まで	
夜間	午後5時から午後10時まで	午後7時から午後9時30分まで。 ただし、会議室及び冷暖房設備を使用する場合は、午後5時から午後9時30分まで	
児童生徒	小学生、中学生及び高等学校生		
一般	児童生徒及び職業以外の者		
職業	運動競技を職業とする者、企業又は団体の宣伝を兼ねて運動競技を行う者及び興行その他営利		

のため利用する者

(2) 1時間単位とする使用料については、1時間未満は1時間とする。